

【機密性2】

大阪高裁総第932号

(庶ろ-03)

令和4年11月15日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

大阪高等裁判所長官 後藤 博

調停運営協議会の協議結果要旨について

(7月19日付け家二第695号に対する報告)

標記の協議会における協議結果要旨は、別添のとおりです。

令和 4 年度調停運営協議会協議結果要旨

第 1 民事関係問題

1 民事調停が直面している課題に対応するため調停委員に求められる技能について

(各庁意見等)

- 課題として、任命時高齢化及び調停事件の複雑困難化への対処方法の 2 つが挙げられると思うが、前者については、OJT として、評議の際に調停主任裁判官やベテランの相調停委員が新任調停委員に丁寧に説明したり、質問等の機会を設けるようにしている。また、■簡裁では、■簡裁及び■簡裁から参考送付された新任調停委員に対する OJT マニュアルを参考に検討していると聞いており、今後、調停協会役員と裁判所が意見交換し、新任調停委員の育成や質の向上に役立てたいと考えている。後者については、専門知識の正確かつ幅広い習得や調停技法の一層の向上を目指すことが必要であり、例えば、対応が困難な当事者への対応が必要なケースでは、裁判官にも積極的に調停期日に立ち会って指導やアドバイス等を行ってもらうことも必要だと考えている。

(■地裁)

- 基本は傾聴技術であると考えるが、専門的知識を短期間で相調停委員から習得することや調停の着地点を見極めるために調停条項作成の基本的知識を習得することが必要である。 (■地裁)
- 専門調停委員の専門知識も大切であるが、一般調停委員が一般的な感覚として意見を述べることで互いに連携しながらやっていくことも大切である。 (■

■地裁)

- 一般調停委員に対して、裁判官からは、専門知識がなくても委縮せず、また専門知識にとらわれず意見を述べるよう言われている。 (■地裁)
- 交通事故関係の事件が多いと感じるが、そのような事件については保険会社

出身の一般調停委員の知見が活かされていると思う。 (■地裁)

2 調停委員が必要な技能向上を図る方策について

(各庁意見等)

・ 新任の調停委員に対して、最初に調停期日に入るときの要領などについて研修やOJTの機会で伝えていくことが大切であり、調停協会がその役目を果たすべきではあるが、弁護士委員の入会数も少なく、またコロナ禍の影響もあり思うように実施できていないのが現状である。 (■地裁)

・ 研修委員会を毎月開催しており、その活動の一環としてベテラン調停委員が扱った実際の事案を基にしたケーススタディを年に2回（各回2問ずつ）実施している。そこでは裁判官や弁護士調停委員が指導係を担当している。

なお、調停条項作成の基本的知識を習得するためには、専門調停委員が率先して指導を行い、OJTの中でやってみてはどうかという意見も出ているが、来年からは学習の機会も設けていきたいと考えており、裁判官や書記官からの講義があれば有意義なものになると思う。 (■地裁)

・ 地裁本庁、支部及び簡裁の所属ごとに協和会というものを構成している。協会主催の四半期に1回の研修及び協和会主催の研修と併せて、大きな研修を2か月に1回程度行っている。また、協和会によっては毎月1回の定例会があり、調停の際に苦労したことや調停条項作成に当たって工夫したことを見交換している。

なお、収集とオンラインのハイブリッド型の研修もやっているが、参加者が増えるといういい効果が出ている。ただ、調停協会はネット環境が十分に整備されていないので、裁判所の会議室等をお借りするということもお願いしたい。

(■地裁)

・ 研修部というものがあり、年間15回程度の研修があり、そのうち5つ程度が民事関係の研修である。新たな取組として、今年度から弁護士を講師に迎えて民事及び家事両立ての研修を1枠、裁判官によるケース研究の研修を1枠行

ってもらうことを予定している。 (■地裁)

- ・ セミナー委員会が研修プログラムを考えており、裁判官講師による裁判所との共同研修を年3回行っている。本庁や大規模支部以外の調停委員に対する研修の充実のために、いつでもニーズに応じた研修実施ができる環境整備が必要ということで、裁判所の協力も得て、今年度からオンライン研修の実施に取り組んでおり、地理的、時間的制約を超えた幅広い研修の実施が可能となると考えている。 (■地裁)
- ・ 人材育成の観点から、OJT、OFF-JT及び自己啓発がトライアングルとなるように実施するのが大切だと考える。 (■家裁)
- ・ 裁判官との意見交換会と称して調停委員に指導してもらう機会があったり、退官する調停委員に経験談を語ってもらうといったことを行っている。 (■地裁)

(裁判官のコメント)

- ・ 様々な方策等を聞けて非常に勉強になった。調停委員に求められる技能については、当事者の多種多様な主張に対して何が重要かを見極めていく能力及び最も主張したい事項が何であるか、その主張の当否を判断し、そのように判断した理由を分かりやすく、適切に説明する能力が必要だと考えている。そのためには、調停主任裁判官が、専門調停委員に求められる技能と一般調停委員に求められる技能をそれぞれ意識しながらOJTを実践していくことが大切である。また、調停の前後の機会をとらえて、裁判官と調停委員が十分な意見交換を行うことも重要だと考える。 (■)

(参列員等のコメント)

- ・ 利用者にとって納得度の高い紛争解決を実現して、調停手続が紛争解決手段の一つとして浸透していくためには、調停委員の技能向上が不可欠である。これは裁判所全体で取り組むべき重要なテーマであり、本年5月に開催された調停委員協議会での協議結果も踏まえ、先ほどの協議がなされたと考えている。

大阪高裁管内には様々な規模の庁があるが、各庁の実情に応じて、調停条項作成の研究やデジタル技術を活用した研修等の実施に取り組んでいること、充実した調停運営を実現するために様々な機会を利用して技能の継承や向上に努めていることを伺うことができた。本日の協議内容を各協会でも共有し、また関係職種や調停委員間でも十分に意見交換していただき、引き続き調停運営の更なる改善に努めていただきたい。

第2 家事関係問題

1 調停の本質・利点や利用者のニーズを改めて見つめ直し、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組について

- (1) 同取組の各庁における実情
- (2) 同取組についての調停委員としての受け止め、調停運営についての意識の変化、同取組の効果等についての実感
- (3) 同取組の更なる推進のために調停委員が果たすべき役割

(各庁意見等)

- ・ この1年間で調停にかける時間に対する意識が高まった。期日間にできることと期日でしかできないことを分けて考えるようになった。 (■家裁)
- ・ 効率的かつ効果的な事情聴取を実践し、充実した評議、関係職種との連携を図ることでよりよい紛争解決につながるという意識が高まった。時間が少ないため、当事者の主張が長くなつた場合にはこちらから核心に迫った質問をするといった変化も生じている。 (■家裁)
- ・ 調停にかける時間に対する意識が非常に変わつた。1時間調停という要請もあり、争点整理等についても期日間をいかに活用して当事者に準備してもらうかということも意識しながら調停を行つてゐる。次の調停に影響がない範囲で状況に応じて時間を延長することもしばしばある。

また、時間短縮のため、調停終了時に双方同席させて、争点や次回期日までの準備事項を整理することが定着している。 (■家裁)

- 裁判所作成の家事調停ハンドブックを基に調停を進めるが、メリハリのある調停運営ということで、審理モデルを参考にして、スケジュールや進行予定を最初に当事者に伝えることでスムーズな進行につながったと感じている。 (■家裁)

- 80分制について、特に初回はきちんと事情聴取をするため時間がかかる場合がある。その場合は、後ろの枠が空いているかを書記官に確認した上で延長することもある。 (■家裁)

- 当事者に視覚的に伝えることも効果的であるので、ホワイトボードに次回期日を書いて説明している。併せて当事者がメモするための書式を交付して利用してもらうことも行っている。 (■家裁)

- 本人調停の場合、主張書面の作成をしてもらうのが難しいことが多いので、裁判所に書式を作成してもらい、これを活用して期日間の準備を充実させていく。

また、書面評議を活用しているが、特に数字が争点となるような事件の評議については有効性を感じている。 (■家裁)

- 本人調停の場合、調停終了時に双方同席させるのはなかなか難しいが、代理人が付いている場合は実施することが多くなってきている。 (■家裁)

- 評議の充実・効果的な活用について、裁判官が事前に争点等を整理した書面を作成して書面評議を行ったり、ヌーボードを利用し、当日の争点を記載して裁判官との評議を行うなどしている。中間評議が混み合って待機時間が長くなるような場合、内容に応じて裁判官が順番付けをしてくれたり、担当でない裁判官が対応してくれるなどして非常に助かっている。 (■家裁)

- 裁判官に調停室まで出向いてもらい、簡潔に争点等を記載したホワイトボードを活用した評議が有効だと思っている。 (■家裁)

2 ウェブ会議を利用した調停手続について

- (1) ウェブ会議の導入についての調停委員としての受け止め
- (2) ウェブ会議を利用した調停手続における事情聴取・調整の在り方（対面による場合や電話会議の方法による場合との異同、効果的な活用方法など）

(各庁意見等)

- ・ 電話での調停と異なり、ウェブ調停であれば、当事者にとっては出頭にかかる時間の省略、相手方との接触回避、調停委員の顔を見ながら行えるといった利点がある。調停委員にとっては、当事者の表情を見ながら行える、また視覚的に当事者以外の人物がいないかどうかや本人確認を行うことができるといった利点がある。なお、本人調停の場合は、初回期日には出頭してもらい、本人確認や自宅のウェブ環境等を確認するようにしている。そして、続行期日にウェブ調停を行う場合は、調停開始時に部屋の中の様子を映してもらい、部屋の中に当事者以外の者がいないかを確認してから行うようにしている。（[]家裁）
- ・ 本人確認のため、画面に免許証を映してもらったがあまり見えなかつたこともあり、代理人が付いていない本人調停では、非公開性の担保も含めて慎重に行う必要があると考えている。DV案件や当事者が遠隔地にいる場合といったウェブ調停に適した案件以外はあくまで対面で行うべきと思っているが、電話による調停に比べればウェブ調停の方がはるかに利点が多く、優れていると思う。（[]家裁）
- ・ 名古屋と神戸にいるそれぞれの代理人事務所をつないでウェブ調停を実施したが、調停委員からは相手の表情が見えることの重要性について言及があった。また、こちら側の調停委員が両名ともきちんと相手側の画面に映っていることが大切だという意見もあった。（[]家裁）
- ・ 当事者以外の人物が同席していることも考えられるが、それをどこまで徹底して確認できるのかが課題であると思われる。（[]家裁）
- ・ 対面だと当事者の入れ替えに一定の時間がかかるてしまうとの意見もあるが、

その点はウェブや電話による調停においても同じではないか。 (■家裁)

(裁判官のコメント)

・ 当庁の調停運営は、コロナ禍による影響からの復興に向けた取組を経て、現在、創造や再生の段階にあると言える。その取組として、当事者の自主解決能力を取り戻すサポートをするという意識を持って当事者に準備を促したり、手続の公平性確保の観点からどの当事者に対しても決められた時間内で調停を行うという意識で時間管理を行ったりしている。また、調停ハンドブックが開かれたものとなるよう、そして常に不変ではない取扱いに対応するためのアップデートを、調停協会と手を携えながら、スマールスタートとトライアンドエラーが重要だと精神で進めている。それから、裁判官に対して評議の実情に関するアンケートを行い、それを調停委員に還元する取組も予定されている。一度退任し、2年ぶりに任命された方が調停を見学し、以前と比べると中身と密度の濃さも違っており隔世の感があると言っていたが、それくらい運用面での変化が著しいと実感している。

ウェブ会議には独特の空気感と距離感があり、これから運用していくには不安もあると思うが、案ずるより産むが易しであり、なりすまし等を危惧して性悪説に立ちすぎるのもかえってリスクがあるのではないかと考えている。

(■)

(参列員等のコメント)

・ 本日の協議を伺い、日々家事調停の運営完全に取り組んでおられる調停委員のみなさまが、各庁において様々な取組を進めながら調停運営に携わっておられることを大変心強く思っている。在るべき調停運営の姿を実現していくという約2年に渡る取組について、各庁における実情、調停委員の意識の変化等について積極的に協議していただいたところ、調停にかける時間に対する意識の変化に関しては対応が難しい場面もあったと思われる。これらの取組はコロナ禍がきっかけではあるが、これからも在るべき調停運営の実現のためには引き

続き取り組んでいく必要があると考えている。そのためには、フロントラインに立っている調停委員と関係職種が連携しながら、取組の趣旨や目的を共有して、取組の検証や改善を不断に行っていくことが重要である。

ウェブ会議については、現在運用庁を拡大していっているところであるが、ウェブ会議の効果的な活用のためには、そのメリット及び課題について検討し、調停委員の不安や懸念を解消するために我々も必要な方策を講じていかないといけないと考えている。

本日の議論の結果を各庁で還元していただき、裁判官、書記官といった関係職種とも意見交換していただくようお願いしたい。

- ・ 各庁の実情に応じた議論がされ大変参考になった。OJTの話の中であつた先輩調停委員の経験談を聞くということは、自らの経験を踏まえてもとても有用だと思った。本日の議論を各庁に持ち帰っていただき、簡裁及び簡裁の裁判官にも還元して、連携しながら評議や研修の在り方に工夫を加えることで、今後よりよい調停運営の実現に繋げていただければと思う。
- ・ 調停の紛争解決機能の強化への取組は決して所与の到達点があるわけではなく、ウェブ会議の活用などのように情勢の変化等に伴って具体的な内容が変わっていくものではあるが、調停制度が続く限り不断の取組として行っていくべきものと考えている。調停制度の信頼性を高めていくために、調停委員が意欲的、積極的に取り組まれている様子が伝わってきた。共通の課題克服のため、庁の枠や単位会の枠を超えた情報交換や連携の動きが進展しつつあり、こうした取組への裁判所の適切な後押しの重要性が改めて感じられた。
- ・ ウェブという新しいツールを活用するに当たって、各庁で格差があつてはいけないので、調停委員なりのリテラシー的なものとか場所の提供といったことを裁判所主導で行っていただくようお願いしたい。
- ・ 限られた時間の中で非常に内容の濃い議論がされたと思う。民事分野においては、調停委員各自がどのように技能を向上させていくのか、裁判所とどのよ

うに協働するのかといったこと、つまり困難な調停事件に対応するために調停委員会としての全体的な実力アップにどう取り組んでいくかということが必要だと考えている。家事分野においては、評議の在り方について様々な議論があったと承知している。ただ、評議の重要性は民事と家事で変わることではなく、評議を活性化させ、限られた時間内で紛争解決を適切に行うためにどうすべきかといった議論を更に深めていただきたい。また、調停の在り方について抜本的に検討した成果を踏まえてウェブ会議による調停を実施していくことになるが、ウェブ会議で行わなければならないものは何なのかという視点も持って、よりよい調停運用となるように臨んでいただきたい。

- ・ 調停委員のみなさまが技能向上のための研修に取り組んでおられることを大変心強く思った。本日の議論の結果も踏まえて、各庁における日々の適切な調停運営とこれからそのための新しい技能強化にも積極的に取り組んでいっていただきたい。